

大阪保健医療大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

大阪保健医療大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、大阪保健医療大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、大学及び大学院の学則において明示されている。教育目標は建学の精神及び大学の設立理念に基づき具体化され、大学ポリシー及び大学院ポリシーに掲げるとともに、ホームページ等の各種媒体を活用することで大学の個性・特色の周知に努めている。また、大学の使命・目的及び教育目標は、平成25(2013)年度に策定された今後3年間にわたる中期計画「OHSU 中期展望及び期間中に於ける取り組み」や、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）等に反映されている。これら全学的な課題や大学運営の重要事項の検討・検証は、平成26(2014)年に設置された副学長を議長とする大学の運営会議が中心となって実施している。

「基準2. 学修と教授」について

大学及び大学院の入学受入れに関しては、アドミッションポリシーが明確に定められ、受験生の進路選択にも配慮した多様な入学試験を実施している。

国家資格の取得に必要な知識の修得が求められていることから、カリキュラムポリシーは明確であり、体系的なカリキュラム構成になっている。今後は学生に過度な負担を与えないよう導入予定のキャップ制について確実な設定と実施が望まれる。

教育評価は「授業評価アンケート」により実施しており、教員個々の授業運営の改善に生かされている。また、「学生生活アンケート」により学生の意見を学生支援に反映するよう努めている。

教員数は、設置基準や国家資格取得のための養成施設として必要とされる基準を満たしており、教員の資質・能力向上への取り組みも機能している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人の運営は、関係法令や寄附行為、学則をはじめとする諸規則に従い適正に行われている。危機管理に関するマニュアルについては、早急に作成することが望まれる。

理事長が学長を兼任していることから、法人、大学間の意思疎通は円滑であり、相互チェックによるガバナンスは有効に機能している。ただし、利害関係にある会社の役員が監事に就任していることについては、職務の中立性を欠いており、改善の必要がある。

業務執行については、各組織における所掌業務や権限が規定され、各種会議に職員が参画することで、機能的な業務執行体制が整備されている。

財務基盤は安定しており、会計処理も適正に処理されている。

「基準4. 自己点検・評価」について

学則第 4 条及び自己点検・評価規程に基づき、大学の使命・目的に則した自主的・自律的な自己点検・評価体制を構築している。開学時から大学年報を作成しており、平成 26(2014)年には、平成 21(2009)年度から 5 年間の大学年報に基づく自己点検・評価を実施した。また、平成 24(2012)年度からは、独自の教育研究活動自己点検・評価を毎年実施している。これら年報と自己点検・評価の結果については、ホームページに公開することで、情報の学内共有のみならず、社会へも積極的に公表している。

総じて、大学は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の三つのリハビリテーション医療専門職を養成する高等教育機関であり、その使命・目的及び教育目標は明確である。教育課程は国家資格の取得に対応するよう整備されているものの、一層の充実強化を図るため、中長期計画と連動した教育研究に関する自己点検・評価活動の PDCA サイクルの確立に努められるよう期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神は「専門知識（学問）、技術（実習）、そして人間尊重（心）を兼備し社会に貢献する人材の育成」と定められており、明治 28(1885)年の私塾「製図夜学館」の創立以来、現在まで変わらず継承されている。大学は、建学の精神を背景にその使命・目的を学則第 1 条において「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、高度な専門知識・理論及び応用を教授研究し、豊かな教養と人格を備えた有為な人材を育成し、国民の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする」とし、大学院は、大学院学則第 1 条で「保健、医療の分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、保健・医療の発展と地域社会における最先端保健医療技術及びその知識を通じて地域社会の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする」と定めている

人材養成の目的は、学部は大学学則第 1 条の 2、研究科は大学院学則第 1 条において簡潔かつ具体的に明記されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学及び大学院の個性・特色は、大学ポリシー及び大学院ポリシーに掲げる「具体的な人材育成の方針」において明示されている。

大学及び大学院の使命・目的及び教育目標は、それぞれの学則に定められており、学校教育法第 83 条に適合している。

社会情勢の変化に対応するため、教育の質の確保と向上を目指す 3 か年計画「OHSU 中期展望及び期間中に於ける取り組み」を策定し、教育目標を実現するための具体的方針とする大学及び大学院ポリシーの検証に努めている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学及び大学院の使命・目的及び教育目標の策定には全教員が参画しており、教授会や研究科の全体会議で審議した上で学長が決定している。理事会の承認も経ており、役員、教職員の理解と支持を十分に得ている。

また、その内容は大学案内、学則、学生募集要項、大学ポリシー、大学院ポリシー、ホームページ等の各種媒体に掲載することで学内外に周知している。

大学及び大学院の使命・目的及び教育目標は、「OHSU 中期展望及び期間中に於ける取り組み」や三つの方針において適切に反映されている。

平成 26(2014)年度から、理事長、学長の諮問事項や大学運営の重要事項についての検討、調整機関として運営会議を設置しており、使命・目的及び教育目標と教育研究組織との整合性の維持に努めている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

入学者受入れに関しては、具体的な教育方針に沿ったアドミッションポリシーが定められ、学生募集要項やホームページにおいて公開されている。

入学試験の区分が、AO 入試、公募制推薦入試（2 方式）、一般入試（3 方式）及び社会人入試と多様化され、学生受入れの方法が工夫されている。また、受験生の職業理解を図るため、願書内に職業理解の項目を設け、面接の材料とすることを検討している。

収容定員を充足していない専攻及び専攻科もあるが、入学志願者数・合格者数・入学者数の推移、定員に対する在学生比率は好転しており、今後の成果に期待したい。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

国家資格取得を一つの目的とし、教育目標に従ってディプロマポリシーを定め、それを達成するためのカリキュラムポリシーが明らかにされている。カリキュラムは、専攻及び学年ごとに目的や科目が入学案内、ホームページにて公開されており、体系的に理解しやすい内容になっている。

授業内容では、少人数教育、アクティブ・ラーニング、課題解決型学習、障がい当事者の協力等により、教授方法を工夫している。例として「基礎ゼミナール」は、複数専任教員により全体講義、グループ活動で構成され、全体的な学修支援体制が組まれている。

【参考意見】

○履修登録単位数の上限が定められていない点に関して、必修科目の多いカリキュラム編成から難しさがあることは理解できるが、学生の学修の質の担保のためにも、導入予定

のキャップ制について確実な設定と実施が望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

専任教員にはオフィスアワーを義務付け、学生、教職員に周知して活用されている。

国家試験対策としては、卒業生を雇用して学修方法の確認と助言や心理的支援に活用している。

クラスごとにチューター制度を設け、個別面談による就学・生活相談を行っている。成績下位学生に対しては、正規のカリキュラム以外に時間を設け、学修内容について助言するなどの学修支援を行っている。

「学生生活アンケート」を実施して、各専攻、教学委員会、運営委員会にてフィードバック内容を検討し対応している。

保護者との連携もあり、保護者会では、教員は職員と連携して全体会、個別面談を行い、退学者及び成績低迷者の漸減に取り組んでいる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

全ての科目で成績評価基準が定められており、成績評価基準は履修に関する規則によって、授業科目の評価方法はシラバスによって明らかにされている。また、シラバスはホームページにて公開されている。

単位認定・進級・卒業に関する基準は、履修に関する規則に示され、教授会で審議の後、学長が認定する仕組みになっている。

リハビリテーション専門職の養成課程の特徴として、学外実習単位の先修条件を満たすため、低学年の修得単位数がかなり多くなる実態がある。

GPA(Grade Point Average)制度を導入して、特待生制度（授業料免除）に係る成績優秀者選出に活用している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

1 年次には、臨床現場で行う見学実習の準備として、ベーシックマナーセミナーを実施し、資格取得者や障がいのある人から臨床現場についての話聞く機会を設けている。また、2 年次では就職ガイダンスを行い、就職活動の基本的ルールについて説明している。

就職相談はチューター、就職担当教員、キャリアサポート委員会委員及び事務局キャリアサポート担当職員が担当している。その構成メンバーが情報を共有し、学生個々人に合わせた就職支援体制がとられ機能している。また、大学全体として学部ではキャリアサポート委員会主催で就職準備セミナーを開催しており、専攻科では就職セミナーを開催している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学部、専攻科では「授業評価アンケート」を実施し、当該科目の学年平均値と教員からのフィードバックが講義支援システム(Moodle®)で公開され授業改善に役立てられている。また、アンケート結果を学生にフィードバックし、改善に関する具体案を検討・提案している。

FD(Faculty Development)研修会・FD 講演会などを開催し、学内教員による授業運営の工夫などの紹介と、参加者全員による意見交換・討論を実施し、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組みを行っている。また、学修及び授業支援に関する学生からの希望・要望を募る方法として「学生生活アンケート」を実施している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生支援業務は、教学委員会と事務局が中心となって担当している。教学委員会は学生

自治会支援、学生向け研修会などを実施している。学生の健康管理を保健管理室が、心理面の相談業務を学生相談室が担当している。「学生生活アンケート」は、結果を学生と教職員に報告後、各委員会に振分け、学生の意見・要望を把握・分析した後、運営会議での審議を経て、改善策を実施し学生にフィードバックするシステムを構築している。ハラスメント問題に対してはハラスメント委員会が対応し、ハラスメント講習会等を開催している。その他、学生向け研修会として人権研修会、AED（自動体外式除細動器）講習会などが開催されている。クラブ活動に関する大学の資金支援は、全て委託徴収している学生自治会費から支出されている。大学独自の経済的支援として、成績優秀者や経済的な理由がある者を対象とした授業料減免制度を備えている。

【参考意見】

○保健管理室及び学生相談室の人員配置、開室日時及び業務管理運営体制について更なる充実が望まれる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員の採用及び昇任に伴う資格審査などは、「大阪保健医療大学保健医療学部教員資格審査規則」に基づいて実施されている。教員審査は教授会構成員から選出された教員資格審査委員会において審査判定される。教員配置は大学設置基準、大学院設置基準、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、言語聴覚士学校養成所指定規則で定める専任教員数及び教授数が確保され、年齢構成は適切であり、教育研究の継続性が保たれている。

また、組織として FD 委員会が設置され、FD 研修会の取り組みや各種研修会の開催により資質向上、能力開発に努めている。教養教育については、兼任教員を中心とする担当教員により実施されている。

【改善を要する点】

○教養教育については運営会議及び教学委員会で審議されているが、教養教育を専門的に検討する体制が整備されていないので、改善を要する。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

運動場や体育施設は、設置基準上の要件を満たしている。実習室や教室はクラスサイズを考慮し配備され、講義室にはプロジェクターとモニターが整備されている。図書館は、蔵書数、開設時間・日数・座席数も確保されている。全館に無線 LAN 設備があり、情報処理室は終日開放され、学生全員に個人ロッカーが貸与されている。大学施設のバリアフリー化についても全館にスロープ、多目的トイレが整備されている。大学が講義棟、体育館として使用している施設は、昭和 56(1981)年以降に建設されたものであり、全て耐震基準を満たしている。

【参考意見】

○避難訓練が定期的には行われていないので、学生参加で定期的かつ全学的に実施することが望まれる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

「学校法人福田学園寄附行為」第 3 条に法人の目的を定め、関係法令、就業規則、経理規程及び事務決裁規程などに基づいた適切な運営が行われている。また、公益通報に関する規程のほか組織倫理に関する規則が制定され、経営の規律と誠実性が維持されている。

教育の質の確保と向上に対する 3 か年計画「OHSU 中期展望及び期間中に於ける取り組み」を策定し、使命・目的、教育目標に照らした具体的な施策を継続して実施している。

寄附行為、学則などの諸規則は、学校教育法、私立学校法、設置基準などに基づいて整

備されている。

環境保全については、節電対策、スーパークールビズを実施している。人権については、ハラスメント防止、研究倫理、個人情報保護などに関する規則やマニュアルを整備している。また、災害対策として物資を備蓄するなど、安全への対応も行っている。

教育研究活動に関する情報や財務情報の公表はホームページなどで適切に行われているほか、閲覧請求にも対応している。

【参考意見】

○危機管理に関する規則やマニュアルが整備されていないので、早急に対応することが望まれる。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は最高意思決定機関として位置付けられ、寄附行為に基づいて適切に運営されており、重要な規則等の制定や改正についても審議・決定がなされている。理事は学外有識者を中心に構成され、選任も適切に行われている。

学校ごとに設けている運営会議において、学校における重要事項のうち法人経営に影響を及ぼす可能性のある事項について審議し、その結果を踏まえて理事長（学長）、副学長、事務局長、事務局次長の四者で調整するなど、法人としての政策調整が行われている。

5月の定例理事会及び評議員会の前に、監事による法人の業務及び財産の状況に関する監査が実施されている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長の専決事項は処務規程に規定され、また、理事長が学長を兼務していることから、副学長への業務委任が両名の合意書形式で交わされている。

大学に運営会議を設置して、学長の諮問事項、教授会及び研究科委員会における重要な審議事項を事前に調整している。

専攻会議や各種委員会での検討事項は、教授会又は研究科委員会の審議を経て学長が決

定しており、教学における学長のリーダーシップ及び意思決定の権限と責任が明確になっている。

教授会規程で教授会は学長が掲げる事項等について意見を述べることを、また、学長裁定で教育研究に関する事項のうち教授会の意見を聴くことが必要な事項を定めている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長が学長を、理事である法人本部副本部長が大学の事務局長を、それぞれ兼任している。また、大学に管理部門と教学部門で構成する運営会議を設置して、教学における重要事項や法人経営に影響を及ぼす可能性のある事項について審議、調整しており、法人と大学との意思疎通・相互チェック及びリーダーシップ・ボトムアップのバランスが図られている。

監事の理事会への出席状況は良好であり、法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。評議員会は寄附行為に基づいて適切に運営されており、評議員の選任も適切に行われている。

【改善を要する点】

○利害関係のある会社の役員が監事に選任されており、これは監事の職務や職責と相反し、中立性を欠き不適切であるので、改善を要する。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

組織規程、処務規程、事務決裁規程により各組織の業務執行の権限と責任、各職位の職務内容を明確にしている。

業務執行については、理事長・学長の指揮監督のもと、事務局が適切に管理しており、事務局長は運営会議の構成員及び教授会の陪席者として、また、教授会の下部組織である各種委員会には職員が構成員としてそれぞれ会議に出席し、情報の共有と業務執行の機能性を図っている。

職員に「ビジネス能力試験」の受験を義務付けており、また「自己啓発研修等経費補助」の制度を設けて教職員の自己研さんを奨励している。

職員の資質・能力向上のため学外研修への参加を促し、その内容について報告を求めて職員間の情報共有を図っている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

各部署の事業計画に基づき予算のヒアリングを実施し、予算案を作成の上、中期 3 か年計画に組込んで適切な財務運営が確立されている。

長年にわたり長期借入金に依存することなく財務運営がなされており、当年度消費収支差額は平成 25(2013)年度以降黒字を確保し、安定した財務基盤と収支バランスが確保されている。また、教育・研究に関する競争的外部資金については、件数が少ないものの毎年一定額の資金を獲得し、財務基盤の安定に寄与している。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準や「学校法人福田学園経理規則」等に基づいた適正な会計処理が行われている。また、顧問の公認会計士や税理士に随時相談して適正な会計処理の実施に努めている。

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査法人による会計監査及び私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査の体制が整備され、厳正に実施されている。監査法人は決算監査のほか 3 か月ごとの月次財務状況監査を実施している。また、監事は財務状況監査に加えて、事業の現況についての監査を実施するとともに、決算理事会時に監査報告を実施している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価規程及び学則第 4 条に基づき、教育研究活動等に係る総合的な状況について、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行う体制を構築している。大学年報を作成し、学部、研究科、専攻科の教育概要、各種委員会活動、学生数等のデータをホームページで公表している。また、過去 5 年間の大学年報に基づく自己点検・評価を行い、今後の改善・向上方策を分析し、評価書を作成してホームページに公開するなど、自己点検・評価体制は適切である。平成 24(2012)年度からは毎年、大学独自の教育研究活動自己点検・評価を行い、ホームページで公表している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価委員会が実務の中心的役割を担い各部門に指示を出し、各部門の責任者が現状把握のため学生による各種アンケート等の十分な調査・データ収集と分析を行っている。各部門ではこれらのエビデンスに基づき透明性の高い自己点検・評価が行われ、その評価報告が収集されて運営会議にて全学的な分析を行う体制となっている。

自己点検・評価の結果はホームページ等を媒体として学内共有され、情報公開の項目として大学年報や公開情報、教育情報とともに公表されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルとして、教員の教育研究活動については、平成 24(2012)年度から毎年、各教員が自己点検・評価を行い、その結果に基づく次年度の目標を設定し、学長、副学長による総合的な見解が示され、その総合評価に基づいて各教員が自己の教育研究活動の改善につなげるべく努めている。また、大学運営に関する諸活動については、平成 25(2013)年度から 3 か年の中期計画を策定し、それに基づく年度ごとの事業計画を立案、実行し、次年度にはその達成状況を確認し、次の改善計画に反映して実行されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 地域住民、卒業生に対する情報提供

A-1-② 大学と医療機関との連携

A-1-③ 大学と地域社会との連携

【概評】

広く市民の健康づくりを目的に、公開講座を開講している。新聞広告等を通して地域に知らしめ、保健医療に関する知識を扱っている。平成 25(2013)年度からは同一テーマで連続して 3 回行い、参加者へのアンケート結果では高い評価を得ている。

卒業生を対象に、校友会主催による実務者講習会を多く実施している。内容は実用性が高く、臨床的技術の向上に寄与している。

近隣地域医療機関と連携協定を結んでおり、教育研究の充実と連携先の医療サービスの向上が期待される。

文部科学省の委託により、障がい者スポーツ分野における専門職としての人材育成を図るとともに、安全で楽しい障がい者サッカーを通じて地域連携に尽力している。

大阪市内の小学校の要請により、発達障がいの可能性のある子どもたちに対して、学校活動の補助を継続的に行っている。

国際協力の点から、学部学生がカンボジアの首都プノンペン市内で障がいのある現地の人々と交流する「カンボジアスタディツアー」を契機に、世界に視野を広げた社会貢献の推進が期待される。